

にこにこ三豊訪問介護事業所運営規程（新） 令和 7 年 4 月改正

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人にこにこ三豊が開設するにこにこ三豊訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 指定訪問介護の提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 事業所の名称 にこにこ三豊訪問介護事業所
- 二 事業所の所在地 香川県三豊市高瀬町上高瀬 1883 番地 1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らもサービス提供の業務を行う。
- 二 サービス提供責任者 2 名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 20 名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。
- 四 事務職員等 1 名以上
事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。(ただし、祝祭日及び8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く。)
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 三 サービス提供日・時間
 - ・サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。
 - ・サービス提供時間 24時間。
- 四 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 生活機能向上連携

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 一 通常の事業の実施地域を超えた地点から、
片道おおむね10キロメートル未満 500円
- 二 通常の事業の実施地域を超えた地点から、
片道おおむね10キロメートル以上 1,000円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

三豊市、観音寺市、善通寺市、仲多度郡琴平町・まんのう町(うち、旧仲南町)但し、高瀬町{旧二の宮村(佐股、羽方)、旧麻(下麻、上麻)}、仁尾町：全域、財田町：全域、山本町(長野)、詫間町(糸室)地域を除く

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治の医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けているおそれがある場合はただちに防止策を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について訪問介護員などに周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員などに対し、虐待防止の為に定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 事業者は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- 二 継続研修 年一回

- 2 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利法人にここ三豊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 利用者の契約書・介護計画書・サービス提供記録などサービスに係る書類は「サービスが終了してから 5 年間の保存期間」とする。

附 則

この規程は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 2 月 21 日から施行する。
この規程は、平成 17 年 4 月 14 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 7 月 17 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 元年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 元年 9 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 2 年 3 月 11 日から施行する。
この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

